

一般社団法人鯖江市スポーツ協会 表彰規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人鯖江市スポーツ協会（以下「当協会」という）は、この規程の定めるところにより、鯖江市におけるスポーツの振興発展に貢献した者を表彰する。

(優秀選手の表彰)

第2条 当協会は、下の各号の一に該当する優秀選手があるときはこれを表彰する。

- 1 県単位の大会において優勝した者
- 2 ブロック単位以上の大会において入賞した者
- 3 その他、優秀選手表彰に値すると認められる業績または行為のあった者

(スポーツ功労者の表彰)

第3条 当協会は下の各号の一に該当するスポーツ功労者（団体も含む）があるときはこれを表彰する。

- 1 鯖江市におけるスポーツ振興に貢献し、その功績の著しい者
- 2 その他、スポーツ功労者表彰に値すると認められる業績または行為のあった者

(スポーツ特別功労者の表彰)

第4条 前条により表彰を受けたスポーツ功労者が引き続き鯖江市におけるスポーツの振興発展に貢献し、その功績が認められるとき、当協会はスポーツ特別功労者として表彰することができる。

(優秀指導者の表彰)

第5条 当協会は、下の各号の一に該当する優秀指導者があるときはこれを表彰する。

- 1 第2条に該当する優秀選手（但し学生を除く）を育成した指導者
- 2 優秀選手が学生の場合、第2条第2号に該当する優秀選手を育成した指導者

(スポーツ栄光者の表彰)

第6条 当協会は、下の各号の一に該当するスポーツ栄光者（団体も含む）があるときはこれを表彰する。

- 1 当協会が認めた国際又は国内の大会において優秀な成績を収めた者
- 2 1号に該当する選手を長年にわたり直接育成した指導者

(表彰の手続)

第7条 表彰は、当協会の加盟団体・高等学校・大学等の関係団体の推薦を受け、選考委員が選考し決定する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は表彰状を授与して行う。

(選考委員会の設置)

第9条 当協会に選考委員会を置く。

(選考委員会の構成)

第10条 選考委員は総務委員会を構成する理事から選任し、選考委員により選考委員会を構成する。

- 2 選考委員会の委員長には当協会の会長があたるものとし、委員長は会務を総理する。

附則

この規程は、平成24年10月18日から施行する。

この規程により従前の「社会体育功労者」は「スポーツ功労者」と読み替えられるものとする。

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月15日から施行する。

一般社団法人鯖江市スポーツ協会 表彰規程 内規

- 1 この内規は一般社団法人鯖江市スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という）を補足するものである。
- 2 スポーツ功労者については、申請団体より原則1名とし、申請団体は厳選の上、内申を行う。
- 3 規程第2条の「優秀選手」は次に該当する者とする。
 - (1) 鯖江市内に住居を有する者とする。但し、学生（大学生まで）については、その両親、家族が現に鯖江市に居住する場合において、選考委員会が認める場合はこれを対象とすることができます。
 - (2) 規程第2条第2号の「ブロック単位以上の入賞者」は次の基準による個人または団体とする。
 - (ア) 全国大会8位以内
 - (イ) 複数の県にまたがるブロック大会3位以内
- 4 規程第3条第1号の文中「その功績が著しい者」の対象は次の者とする。
 - (1) 申請団体の会長として4年以上務め、鯖江市のスポーツ振興発展に寄与した者
 - (2) 申請団体の役員として10年以上在籍し、鯖江市のスポーツ振興発展に寄与した者であり、その年齢が30歳以上の者
- 5 規程第4条の「スポーツ特別功労者」の対象は次の者とする。
 - (1) 申請団体の会長として7年以上務め、継続して鯖江市のスポーツ振興発展に寄与した者は、その職を辞したときに表彰対象とする。
 - (2) 「スポーツ特別功労者賞」は選考委員会の推薦により、その候補者の所属する団体の同意が得られた場合表彰対象とする。
- 6 規程第5条の「優秀指導者」は次に該当する者とする。
 - (1) 鯖江市内の団体または個人を指導した者で、市内に居住または勤務する者とする。
- 7 優秀指導者として5回表彰を受けた者が、次回に優秀指導者の表彰対象者となつたときは、スポーツ功労者表彰の対象とし、以後、優秀指導者表彰の対象としない。
- 8 規程第6条第1号の文中「当協会が認めた国際又は国内の大会において優秀な成績を収めた者」の対象は次の者とする。
 - (1) オリンピック又はパラリンピック大会に選手として出場した者
 - (2) 世界選手権大会及びそれに準じる国際大会に出場し3位以内の成績を収めた者
 - (3) 全日本選手権大会において優勝した者
 - (4) 日本記録を樹立した者
 - (5) その他、会長が特に認めた者

附則

この内規は、昭和60年9月1日から施行する。

ただし、功労の実績については昭和48年10月1日から適用する。（内規 5の追加）

この内規は、昭和61年10月6日から施行する。

この内規は、平成12年8月21日から施行する。

この内規は、平成18年3月23日から施行する。

この内規は、平成20年4月16日から施行する。

この内規は、平成22年4月19日から施行する。

この内規は、平成24年10月18日から施行する。

この内規により従前の「社会体育功労者」は「スポーツ功労者」と、「社会体育特別功労者」は「スポーツ特別功労者」と読み替えられるものとする。

この内規は、令和元年11月1日から施行する。

この内規は、令和4年12月15日から施行する。